

ラッサールの間接税論

大陽寺順一

フェルディナント・ラッサールの「労働者綱領」Arbeiter-Programm, 1862. は、しばしばカアル・マルクスの「共産黨宣言」と對比すべき理論的・實踐的な意義をみとめられ、それは「ドイツの諸状態を反映した共産黨宣言である」との評價さえあたえられてゐる (F. Meining: Geschichte der Deutschen Sozialdemokratie, 8. u. 9. Aufl., Stuttgart 1919, Bd. II, S. 349)。この「労働者綱領」とは、ベルリン郊外オラニエンブルクの手工業者組合において、彼が一八六二年四月一二日におこなつた「現代の歴史時代と労働者階級の理念との特殊的關係について」と題する講演であつたが、その講演が同年六月に印刷に付されるや否や、ヘルリン検事局は「無産階級を有産階級にたいする憎悪と輕蔑へ煽動した」との理由から、ただちにラッサールを告訴し、全印刷物を沒收するにいたつた。

彼は「労働者綱領」の告訴をめぐる法廷闘争において、公判のための辯護演説の形で、二つの著名な論説を起草した。その

ラッサールの間接税論

一つは、第一審における辯護演説「學問と労働者」Die Wissenschaft und die Arbeiter, 1863. であり、これは一八六三年一月一六日のベルリン市裁判所における公判に先立つて、すでに公刊せられていた。彼は「學問と労働者」において、まず「學問と學説は自由である」というプロイセン憲法第二十條を、援用することにより、純學問的な性格をもつ「労働者綱領」を告訴する検事こそが、憲法違反であることを強調するとともに、彼の講演にふくまれる純理論的な攻撃目標が、財産所有を政治的支配の條件たらしめる「國家制度」に、向けられてゐるのであるから、少くともその行爲は、「有産階級」にたいする煽動罪として、検事が適用しようとする舊刑法第百條に、何ら抵觸するものでないことを、反駁しようとした。かゝる法廷闘争の結果、彼は禁錮九カ月の求刑にたいして、禁錮四カ月の判決を下されることになつた。

第一審の判決にたいして、検事ならびにラッサールはふたたびベルリン王室裁判所へ控訴したが、結局、ラッサールには百ターリアの罰金刑の判決が下り、かくて「労働者綱領」をめぐる訴訟事件は一應終結したのであつた。ところで、この控訴審にさいして彼の起草した第二の辯護演説が、こゝでとりあげようとする「間接税と労働者階級の狀態」Die indirekte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen, 1863. であつた。この「間接税論」もまた、一八六三年一〇月一二日に開かれた公判よりもまえに、同年夏には小冊子として印刷に付されてい

だが、現實の公判のときにはこの全文が口述されたわけではなく、彼が實際におこなつた辯護演説は、「學問と勞働者」の一部分と、「間接税論」の後半部からの断片的拔萃におわつてゐた (vgl. Ferdinand Kassel: Gesamte Reden und Schriften, hrsg. v. E. Bernstein, Berlin 1919—20, Bd. II, S. 287—9.) なお、以下でページ數だけをあげている場合にはいずれもこの一九一九—二〇年版全集、第二卷のページ數を示す。したがつて、彼の「間接税論」は法廷における辯護演説としての本来の意圖を一部分しか果さず、事實上はむしろ一つの論文ともみなされる性格をもちつゝ、後世にのこされる結果となつたのである。

本稿では、主としてこの「間接税論」の全般的な紹介をこゝろみるとともに、彼の勞作がドイツ社會主義の理論と實踐にあたえた影響を、マルクスと對比しながら考察しようと思ふ。

二

ラッサールは「間接税と勞働階級の状態」の最初の部分において、まず、彼が「勞働者綱領」で言及した間接税解釋の眞實性を、確認しなおすために、歴史的學說史的展望をこゝろみている。そこでわれわれも、「勞働者綱領」にふくまれた彼の「間接税觀を、紹介することから出發しよう。

彼の「間接税にかんする定義ともみられる敘述は、つぎのとおりである。「直接税とは、諸君、階層別所得税 *Klassifizierete*

Einkommensteuer や階級税 *Klassensteuer* のように、所得から徴收され、したがつて、所得および資本所有の大きさに應じてきまるような租税である。しかるに間接税とは、何らかの需要品、たとえば鹽、穀物、ビール、肉、燃料に課せられるか、あるいは、たとえば權利の保護への欲望、裁判費用、印紙などに課せられるような租税であり、そして個人が現在納税していること、および彼にたいして諸物の價格を騰貴させているものが租税であることを、知つたり、氣づいたりすることなしに、彼がきわめてしばしば諸物の價格の中にふくめて支拂うような租税である」と (S. 180—1)。このような概念規定にもとづいて展開された彼の論旨は、彼自身がのちに整理したところによれば (S. 305)、およそつぎの五つの命題に分けられるであろう。すなわち、(1) 間接税は、資本所有と所得に比例して個人から徴收されず、個人の欲望に應じて課せられるために、それは貧困な階級に過度の負擔をおわせることになる。(2) したがつて、國家豫算における間接税額は、その大部分が貧困な階級より徴收されたものである。(3) 間接税とは、豫算がたんに外面的な徴收方式にもとづいて、間接税の項目に編入している租税ばかりでなく、何らかの欲望にかけられるすべての租税をも、ふくんでいる。(4) したがつて、實際上豫算が直接税のもとに編入している營業税や地租も、それらが消費財價格を通じて轉嫁されるかぎり、間接税にふくまれる。(5) 結局、一八五五年のプロイセン豫算における、約一億九百萬タ

ラアの収入は、國有財産、直接税、間接税の三税源からなりたつことになるが、そのうち間接税収入は約八千五百萬ターラアに達する、ということであつた。

彼のかゝる間接税解釋にたいして、第一審の檢事はつぎのよ
うな立場から論駁しようとした。檢事はいう。「こゝにもまた、
明白な詭辯がふくまれてゐる。いふまでもなく、富者はより多
くの鹽、パン、肉、燃料を使用する。……なぜなら富者は、ま
さに下層の諸階級から一定數の人々を、一部は食物でやしま
い、一部はまた、その高さが食物に比例して測られるところの
實銀によつて、やしなつてゐるからである。そのみならず、
間接税はたんに鹽、肉、パンおよび燃料にかゝるばかりでな
く、……他の諸對象、とくに奢侈品にもまたかゝることを、被
告は故意に見落してゐる。奢侈品にたいする租税、たとえば絹
にたいするもの、および砂糖にたいするものでさえ、貧者には
かゝらない。同様に、貧者は印紙税を、すなわち高額のそれを
買うような境遇におかれることは、減多にないのであり、し
たがつて、この一間接一税にもまた關與しないのである」と
(Der Lassalle'sche Kriminalprozess, Heft II; F. Lassalle's
Reden und Schriften, hrsg. v. E. Bernstein, Berlin 1892—
3, Bd. II, S. 132—3.) またつわべ。「私は被告にたいして、
彼の講演には正しくない諸事實が提出されてゐる、といつた。
……間接税がたんに第四階級から、貧者から調達されるにすぎ
ない、と主張しようとするのは、何とおどろくべきことである

ラッサールの間接税論

うか。貧者は事實上、間接税にたいするそのような分擔額を、
支拂う境遇にはおらない。第四階級は多くの方法で、間接税を
課せられた諸對象を、有産者階級としてのブルジュワジーから
うけとつてゐるので、そのかぎりでは全く租税を納付する必要
がないのである」と (Ebdenda, S. 143—4.)。第一審における
有罪の判決は、この檢事の主張に加擔したものであつた。すな
わち、判決はラッサールの間接税解釋に「學問的・論理的でな
い論證」がふくまれるとみなし、「間接税の負擔は、被告がこ
れを提唱したような仕方では、貧困な諸階級にかゝるものではな
い」ことを、明白にみとめたのである (Ebdenda, S. 164.)。

そこでラッサールは、控訴審の辯護演説「間接税論」におい
て、「勞働者綱領」以來の彼の間接税解釋を全面的に擁護し、
發展させることに、その努力を集中したわけである。この演説
は、まず、權威ある國民經濟學者たちの著作からの相つぐ引用
によつて、彼の主張を代辯させることからはじめられてゐる。
すなわち、彼は自己と同じ社會主義的傾向の著者からの證言に
よるのでなく、「まさに國民經濟學において、ブルジュワジーを
辯護するような學者たちにもとくだけで」(S. 312.)、自説が
何ら「詭辯」や「正しくない諸事實」に基礎をおくものではない
こと、むしろ「これらの命題は三世紀もまえから、學問の上
では、書物から書物へと展開されてきてゐる」(S. 333.)こと
を、引證しようとするのである。そのために彼のおこなつた學
說史的な回顧は、セー、シスモンディ、アダム・スミスから、

ロツツ Lotz、エシエンマイナー Eschenmaier、ベア Behr などのドイツ經濟學者におよび、さらにはフォルボネー、ボマギニペール、ヴォーバン、ファクサルド D. S. Faxardo、ボーンなどの古い經濟學者や政治學者にまで、さかのぼるものであつた。これらの學問的權威からのおびたゞしい引用は、間接税の逆進的性格にかんする一つの學說史をなしており、したがつて、それ自體重要な學問的意義をもつものであるが、ここではとくにラッサール独自の見解が展開されているわけではないので、一應その紹介を割愛して、先へすゝむことにしよう。

三

つぎにラッサールは、間接税と賃銀との關連にかんする理論的説明をこゝろみる。この問題は、まず、さきに引用した檢事の主張にたいする彼の反駁という意味をもつてゐる。すなわち、檢事のいうところでは、間接税は生産物價格を騰貴させるけれども、賃銀の高さは「食物に比例して測られる」ものであるから、賃銀とは生産物の價格騰貴だけ、したがつて間接税の負擔額だけ、上昇することになり、第四階級は「そのかぎりでは全く租税を納付する必要がない」ことになるのであつた。それとともに、これと類似した見解は、スミスやリカードにも見出され、彼らは生活必需品にたいする租税が、むしろ労働の賃銀をたかめるものとみなしていたのであり (A. Smith: Wealth of Nations, Modern Library Ed., pp. 822-3. D. Ri-

cardo: Principles of Political Economy and Taxation, Gomer's Ed., p. 140) したがつて、ラッサールには古典派經濟學への反論をも、あわせて提出する必要があつたわけである。

彼が提示した第一の解答は (S. 343-5) 檢事のいう通りに、下層階級の慣習的に必要な生活必需品にたいする課税が、すべて賃銀の上昇をもたらすことにはならない、ということであつた。この點の證明にさいしては、彼はスミスの主張を援用する。すなわちスミスは、煙草、砂糖、茶、チョコレート、アルコール飲料などのような「貧乏人の奢侈品」にたいする課税が、労働の賃銀を引上げるものでないこと (A. Smith: op. cit., p. 823)、課税のために鹽、石鹼、皮革、蠟燭、麥芽、ビール、エールなどの製造品價格が騰貴すれば、貧乏人をきびしく壓迫するものであること (ibid., p. 242) をみとめていたといふのである。

ついでラッサールは、スミスやリカードに鋒先をむけ、穀物のごとき絶對的な生活必需品にたいする課税の場合であつても、彼らの考えるように、それが労働者の賃銀のうちで代償され、企業家に轉嫁されることはありえない、という第二の解答を提出する。この點にかんして、彼は「外部的證明」、「內在的證明」、「統計的證明」と稱する三通りの證明をこゝろみるのとべているが (S. 347) 現實に彼のおこなつた證明では、「統計的證明」が「內在的證明」の一部分に編入されており、したが

つて、事實上は二通りの証明がなされているものと、みなして差支えないであろう。そこで、まず「外部的証明」からみると(S. 347-9)、この場合の彼の論旨は、最新の學問的權威たち、とくにラウとロッシアーからの引用にもとづいて、賃銀が間接税による商品價格の騰貴よりも、かざられた變動をするにすぎないという理論を、代辯させることに止つてゐる。

これにたいして、つぎの「内在的証明」とは、彼の理論の核心がもつともよくうかゞえる部分であり、彼はこの証明をさらに四つの論據に分けて、詳細に展開してゐる。それによれば、(1)穀物價格が租税によつて上昇するならば、個々の社會階級の間で、この租税を轉嫁するための一般的闘争が勃發する。

經濟的にもつとも弱い労働者は、この闘争において、もつとも不利な地位におかれる。すなわち、一方では穀物價格の騰貴が彼らの上は迫つてきており、他方では間接税による企業家資本と労働基金 Arbeitsfond の減少、それにもとづく労働需要の減少が、彼らにおそいかゝつてくる。したがつて、このような二重の抑壓のもとにある労働者にとつて、賃銀の上昇などは問題とされえない(S. 350)。(2)すでに賃銀が、生活維持のため生理的に不可欠な諸對象を、保證するにすぎないような水準にまで、引下げられてゐるときには、たとえばアイルランド人、インドの農民、シュレージエンの機械工などの場合には、穀物價格の騰貴は賃銀の上昇を生ぜしめることもあろう。なぜなら、穀物價格の上昇は労働者の病氣、衰弱、餓死をもたらし、

ラッサールの間接税論

労働者の供給が「死の天使」によつてその需要に合致せしめられるために、ふたゝび賃銀も、間接税による穀物價格の上昇額だけ、引上げられることになるであらうからである。しかし、まだかゝる低い生活段階にまで引下げられていないドイツの労働者階級は、間接税による穀物價格の上昇によつて、彼らが慣習的に必要な他の生活必需品の中より、さらに何ものかを節約させられることになる(S. 351-6)。(3)スミスやリカードによる租税轉嫁の見解は、あやまりをおかし、明白な矛盾をふくんでいる。すなわち彼らは、無條件に必要ではないような生活資料の場合には、賃銀の上昇による租税の轉嫁が生じないけれども、絶對的に必要な生活必需品のときには、その轉嫁が可能であるという。しかし、この二つの場合の相違は、むしろ消滅すべきものである。なぜなら、労働者は穀物價格の上昇があつても、それをより少く消費することはできないので、茶、コーヒー、煙草、ビール、石鹼、蠟燭などの消費を切りつめねばならず、したがつて、彼らは自己の家計の中で、穀物税を、これらの諸消費對象にたいする税に轉換させることになるからである。この意味で、穀物税は労働者たちを抑壓し、彼らの生活水準をきり下げる効果をもつてゐる(S. 350-8)。(4)以上の理論は、歴史的・統計的にも實證される。賃銀の上昇が生活資料の價格騰貴とくらべて、ゆるやかな歩みを示しているにすぎぬことは、トウク H. Tooke の卓越せる研究が、具體的な解答を明示してくれる、といつのである(S. 358-62)。

四

ラッサールはつづいて、統計的資料と簡単な推算とを駆使しつゝ、各種の間接税が主としてどの階級によつて負擔されているかの問題に、考察をすゝめる。彼がまずとりあげるものは、奢侈税 *Luxussteuer* であり、これは檢事により富者のみの負擔に歸するものとみなされていた租税であつた。そこで彼は、一方ではこの税が、コーヒー、茶、ビールなどのごとき最下層の人民階級によつても一般に慣用される消費對象に、かけられるものであるために、何ら奢侈税の性格をもちえなくなることを指摘するとともに、他方では現實の奢侈税が、國家需要と國家收入にくらべて、語るに値するだけの額を調達しえないことを、強調しようとする。このさいに、彼はとくにホフマンからの引用にもとづいて、プロイセンにおける一八二〇年の男女召使、車、馬、犬などにたいする奢侈税や、一八〇九年の金銀製器具、寶石類にたいするその成果を回顧することにより、富者の負擔が多いとみられる奢侈税が、現實にはいかに微細な收入しかあげていないかを、例證している (S. 364-70)。

同じく彼は、富裕階級の獨占的消費にぞくするといわれる多くの商品についても、個別的に吟味をくわえ、有産者が間接税の主な負擔者ではないことを示そうとする。彼はたとえば、チョコレート、牡蠣と海魚、シャンパンと外國產ブドウ酒、絹、砂糖、輸入葉卷などにたいする消費税と關稅の收入が、問題と

するに足るだけの額に達していないことを、實證するとともに、これらの稅收額を、無産者の獨占的消費にぞくする火酒、國內產ブドウ酒、國內產葉卷などからの稅收額と、しばしば對比せしめることによつて、有産者と無産者とのいづれが、間接税にたいする寄與をなしているかを、具體的に例示している (S. 368-93, 395-8)。

このような觀點から彼は、貧者が事實上間接税を支拂う境遇にはおらない、という檢事の主張にこたえて、一般に間接稅收入の壓倒的な部分が第四階級より徵收されることを、統計的に再確認しようとする。すなわち彼は、王立統計局長ディエリッィ K. F. W. Dietrich が公表した階級別所得分布の數字から、階層別所得税をかけられる千ターラ以上の高額所得者が、全プロイセンで四萬四千人以上存在しないことを、立證することによつて、これら一にぎりの有産者たちが、いかに推算したとしても、一八五五年度豫算における直接税と間接税の總收入九千六百萬ターラ、または間接稅收入八千五百萬ターラの全額を、到底負擔しえぬばかりでなく、その二分の一はもとよりのこと、十分の一や二十分の一の稅額さえも、負擔しうるはずがないことを、數字的に例證しようとするのである (S. 370-8)。

しかも彼によれば、間接税の大部分が貧困な諸階級より調達されているばかりでなく、直接税についてさえも、この事實が妥當するものとみなされていた。すなわち、彼は一八五五年度

豫算における直接税額のうちで、千ターリア以上の有産者にたいする階層別所得税の總額と、千ターリア以下の貧困者にたいする階級税の總額とを、對比せしめることにより、後者が前者よりも、絶対額において三―四倍も負擔していることを歸結する。また彼は、一八五三年度の階級税の總納税額を、さらに所得水準別に細分し、階級税負擔者のうちでも比較的富裕に近い上層者の納税額を差引いて、これを有産者による階層別所得税の納税額と合算すると、なおその合計額は、最下層の諸階級から徴收される階級税額の二分の一にも及ばず、したがって無産者は、直接税についても、實にその七〇パーセントを納付していることになる、強調している (S. 378—86)。

さらに彼は、豫算が直接税のもとに編入する租税であつても、それが間接税の性格をもつかぎり、やはり壓倒的に無産階級によつて負擔されることを、くりかえし主張する。かゝる性格をもつ直接税のうちで、豫算のもつとも大きな収入項目をなしているものは、彼が「労働者綱領」以來注目してきた地租 Grundsteuer にほかならなかつた。彼によれば、プロイセンの地租は穀物税 Getreidesteuer と同様に、穀物價格を通じて消費者に轉嫁されるものであり、またそれは、各人の穀物消費量に差異がないために、人頭税のような作用を及ぼすものとみなされた。そこで彼は、有産階級と無産階級との人口數にもついで、兩階級のそれぞれが負擔する地租額を推算し、相互の對比から、有産階級がこの税についても、いかに寄與するところ

ラッサールの間接税論

が少ないかを、訴えようとする (S. 393—5, 427—9)。さらにこれと同じ論法は、檢事の指摘した印紙税についても (S. 424—7)、また鹽の專賣收入にかんする詳細な敘述にさいしても (S. 399—414)、適用されている。かくてラッサールは、間接税についてはもとより、直接税にかんしてさえも、第四階級こそ主な租税負擔者であるとの歸結を、あらゆる角度より確認しようとするのである。

五

最後にラッサールは、間接税制度とブルジュワジーの階級支配との間に存在する必然的關連を、論證しようとしている。彼はすでに「労働者綱領」で、「ブルジュワジーが本來間接税を發明したわけではない」けれども、彼等が「間接税をはじめて未曾有の體系にまで發展させ、それに國家需要のほとんど全額を負擔させた」とのべていたが (S. 181)、この解釋は檢事によつて、「正しくない諸事實」にもとづくものと、判定されるにいたつた。これにたいして、ラッサールはまず、間接税の歴史的生成過程を實證することによつて、解答をあたえようとしている。

彼は間接税の先驅を示すものとして、すでにローマ人や古代の諸國民のもとで存在した *vectigalia* と稱する租税とか、中世初期のカロリングア王朝のころ存在した一種の關稅などを回顧し、これらすべてのものが、間接税の近代的體系とは全くこ

となつた本質と、意味をもつことを、明らかにする(S. 430—431)。ついで彼は、中世における租税の一般の様相をえがくために、ドメーネン収入以外の特別の賦課である *ad iudicia, adde, Bode* などに目を轉じ、これらのちの時代になつても、主として *Schatzung* と稱せられる直接税のうちで存続しており、消費税としての *Akzise* という形では、一時的にしか存続しなかつたことを指摘する(S. 431—2)。このような傾向を、さらに詳細に確認するために、彼はすゝんで、英・佛・獨の各國について、それぞれ個別的な考證をくわえてゐる。すなわち、イギリスについては、リチャード一世のもとの *licence* や、リチャード二世のもとの *subsidy* という課税を示し、それらがいずれも、財産税、人頭税、所得税のような直接税の性格をもつものとみなしてゐる(S. 432—4)。フランスについては、ルイ七世のときの財産税、フィリップ四世のときの所得税、ジャン二世のときの所得税、シャルル七世のもとの *gabelle* という地租など、一連の直接税發展のあとをたどるとともに、間接税的なものとしては、ジャン二世のときの食料品にたいする課税が指摘されうるとしても、やはりそれもシャルル八世のときにふたたびダイユに變更されてしまつたことなどを、提示してゐる(S. 434—5)。ドイツについては、十四世紀ごろより知られてゐる *Akzise* とする課税、十七世紀における *Akzise, Lizenz, Aufschlag, Impost* などの消費税や、印紙税の導入、および十八世紀はじめのザクセンにおける一般の消費税

の實施などを、彼は回顧する(S. 435—6)。これらの歴史的事實から、彼は間接税の歴史がいかに若いものであり、その端初がいかにかざられた内輪のものにすぎなかつたかを、實證することによつて、彼はブルジュワジーを間接税の發明者とみなさなかつた自己の解釋が、全く嚴密なものであるばかりでなく、間接税がブルジュワジーの支配とともに未曾有に擴大されたという彼の解釋も、正確な事實にまさしく對應するものであることを、誇示しようとするのである。

つぎに彼は、資本制的階級支配のために、間接税という手段が採用される必然的理由について、論述をすゝめる。この點にかんする彼の理論的歸結は、すでに「労働者綱領」において簡潔に定式化されてゐた(S. 151, 180, 182—3)。それによれば、中世における貴族的土地所有が租税免除 *Steuernfreiheit* の特權をもつていたごとく、一般に支配者としての特權階級は、いづれも公共の福祉を維持するための費用を、抑壓された無産階級に轉嫁しようとするものであり、近世のブルジュワジーもまた、直接税と間接税との區別を利用することによつて、この租税免除という同じ結果を、隱蔽された形でなしとげるものと歸結されてゐた。この解釋は、「間接税論」においてもより深くほり下げられておらず、彼は「ステュアートからの若干の引用をこゝろみるのみで、從來からの自説をそのまま援用するに止めてゐるのである(S. 437—40)。

以上がラッサールの「間接税論」にふくまれた租税觀の概要

である。

六

つぎにわれわれは、このようなラッサールの間接税解釋が、ドイツの社會主義思想と運動とにたいして、いかなる影響をあたえたかを、若干考察してみよう。周知のように、十九世紀後半のドイツ社會主義は、ラッサール派とマルクス派との二潮流からなり立ち、兩者の勢力の消長のうちに發展したのであり、したがつて、こゝでラッサールの影響を問う場合にも、必然的にマルクスとの關係が問題にされねばならないであらう。そこでまず、ラッサールとマルクスとの租税觀を、主として理論的に對比することから着手しよう。

すでに紹介したラッサールの間接税解釋のうちで、第一にとりあげられた問題點は、間接税が各個人の欲望または需要に應じて課せられるものであるために、下層階級の負擔が過度に重くなることであつたが、この點はマルクスもまた、當然承認するところとみなしてよいであらう。たとえば、マルクスはいう。「直接税の削減を……一般的消費物資たる茶と砂糖にたいする消費税の引上げでおきなうことは、金持の負擔をかるくして、貧乏人の負擔をおもくすることを、きわめて明白に意味する」と(マルクス「イギリスの新豫算」、一八五七年。大月書店版選集第六卷、四六九ページ)。かゝる間接税の逆進的性格にかんする認識は、たんに社會主義者たちにも個有なも

ラッサールの間接税論

のではなく、むしろ財政學者ゲルロフもみとめるように、「ひろく普及した・決して社會主義的な人々だけに限られていない見解によれば、周知のように、間接税は長い間ほとんど純理論的には拒否されている」ものにほかならなかつた(W. Gerloff: *Steuerwirtschaft und Sozialismus*, Leipzig 1922, S. 9.)。このことを、ラッサール自身も學說史的に立證しようとしたのであつたが、彼の歴史的回顧自體については、マルクスの内在的な批判をうける餘地が、なおのこされていたのであつた。マルクスはラッサールの「間接税論」を批評した書簡の中で、つぎのようにのべる。「ラッサールはフィジオクライトたちをとりあつかつていない。〔したがつて〕A・スミスなどがこの主題についてのべたすべてのことは、〔實は〕フィジオクライトたちから書寫されたものであること、彼等が一般にこの問題における立役者であつたことを、ラッサールは明らかに知らなかつた」と(Der Briefwechsel zwischen F. Engels u. K. Marx, Hsg. v. A. Bebel u. E. Bernstein, Bd. III, S. 135.)。この意味でマルクスの目には、ラッサールが「裁判所と大衆を威嚇するために」こゝろみだ術學的な引用も、本質的には「初學者の駄作」としてしか評價されなかつたのであるが、この批判も、ラッサールの學說史的展望における重大な手落ちを指摘する意味で、正鵠をえたものとみることができよう。

つぎに、間接税と賃銀との關係にかんして、ラッサールの提出する第二の問題點に移らう。彼は生活必需品にたいする租税

が、労働者の賃銀を高めることにならないという証明を、種々の観点から示していたが、かゝる解釋はマルクスの立場より、いかに評價されるであらうか。マルクスの断片的な表現の中から、ラッサールとの合致を指摘しうる見解を、ひろい出すことは可能である。たとえば、マルクスはつぎのようにならざる。「資本家たちは無爲に、彼らの利潤に課税させないであらうし、また課税させざるものでもない。……したがつて、「彼らに」所得税が實施されると數カ月のうちに、屠番税および粉稅 Schlacht- und Mahsteuer の廢止と、それにとりもなう生活資料價格の下落によつて、勞賃が實質的に引上げられた」は「必ずである」に、實は「丁度その分だけ、勞賃は引下げられることになるであらう」と (Marx: Der Kommunismus des Rheinischen Beobachters, 1847; Gesamtausgabe, hrsg. v. V. Adoratskij, Abt. I, Bd. 6, S. 272)。また「わづむ。『プロレタリアートは新しい租税がもたらされるたびに、『その生活を』」さらに一段と低くおし下げられる。また従來からの租税が廢止されても、勞賃はあがらずに、『利潤が高まる』」と (Marx: Emile de Girardin, "Le socialisme et l'impôt," 1850; Aus dem literarischen Nachlass von K. Marx u. F. Engels, hrsg. v. F. Mehring, Bd. III, S. 436)。これらのマルクスの表現は、間接税の廢止が、労働力價値の引下げと賃銀の下落をもたらすことを、主張しているばかりでなく、間接税の賦課もまた、賃銀の上昇を通じて企業家に轉嫁されるものではない、こ

とを暗示しており、そのかぎりでは、ラッサールからの背離も、一應存在しないとみることができよう。

しかし、兩者の間には、この類似した歸結を引出すための理論的武器の相違が、明白に存在することもまた、忘れてはならないであらう。すなわち、ラッサールの「内在的證明」には、まず賃銀基金説の援用が見出されるけれども、マルクスからみれば、賃銀の上昇をほむ理由を、賃銀基金の固定性やその減少に、求めることはゆるされないわけであり、當然資本制蓄積の一般的法則と産業豫備軍の理論から、基礎づけねばならないであらう。これと同じ批判は、ラッサールがマルクスのな人口制限による賃銀上昇の可能性をのべる部分についても、妥當するであらう。さらにラッサールによれば、労働者が慣習的に不可欠な生活必需品の一部を、間接税のために購入しえなくなるという観点から、「間接税は労働階級の生活水準を……下方へおし下げる錘(オモリ)である」(S. 33—4)、との歸結さえ引出されているのであるが、マルクスをしていなしむれば、かゝる労働力價格の價値以下への低下をうみ出す「錘」とは、やはり産業豫備軍の作用にほかならず、したがつて、間接税による労働力價値の上昇から、この「錘」を基礎づけようとするラッサールの理論は、おそらく的外れの議論とみなされるであらう。

ついでにわれわれは、ラッサールの提出した第三の問題點、すなわち各種の間接税がいかなる階級によつて負擔されている

か、の分析に目を轉じよう。この詳細な實證的考察を一貫して流れる彼の論法は、間接税が人頭税的な性格をもつという理由から、上層階級と下層階級との人口數に應じて、兩階級の負擔する間接税の絕對額を、簡単な推算によつて對比することにほかならず、したがつて、絕對數の多い下層階級が間接税總額の壓倒的な部分を負擔するという歸結も、自明の事實をものがたるものといえるであらう。たゞ彼の論述のこの部分について、とくに理論的解明の餘地をのこす問題があるとすれば、それは地租などの直接税を、もつばら間接税としてのみとらえている點である。彼は地租のかゝる解釋について、リカアドオより證據を求めようとしている。すなわち、地租を「地代税」として、「地主の純収入にたいする租税」として、とらえる立場は、長い間學問の上でも支配的であつたが、リカアドオの手により、地代を生じない最下級の耕地にも課せられる租税が發見され、それは生産物にたいする租税のごとく、地主の租税負擔を生産物價格の中で轉嫁させるものであることが、明らかにされたといふのである (S. 427-9. D. Ricardo: op. cit., p. 161)。

では、このような地租解釋は、マルクスからみれば、いかに評價されるのであらうか。

マルクスはこの點について、わずかにつぎのような批評をくわえている。「ラッサールがリカアドオの命題をプロイセンの地租に適用しているのは、全く初學者的である。(もちろん根本的にまちがひつてゐる)」と (Briefwechsel, Bd. III, S. 135)。

ラッサールの間接税論

なぜマルクスが根本的な誤謬の判定を下したかの理由は、ベルンシュタインがラッサールのこの敘述に付した評註から、おそらく推測して差支えないであらう。すなわち、ベルンシュタインによれば、リカアドオの租税理論は、自然的または人爲的に制限された穀物市場を前提とするものであり、もし穀物の自由貿易が存在するならば、穀物税が消費者へ轉嫁される可能性は、さまたげられることになる。ところが、一八六〇年代のプロイセンでは、穀物の自由貿易が支配的であつたから、ラッサールのいうように、地租は無條件に間接税の性格をもつことにはならない。もちろんこのことは、地主が可能なかぎり、地租を生産物價格へ轉嫁することを、さまたげるものではないけれども、やはり地租とは、その徵税方式と立法者の意圖からみて、直接税とみなすべきものである、といふのである (S. 429-30)。

最後にわれわれは、ラッサールが間接税を、ブルジュワジーの階級支配の手段としてとらえた問題點を、マルクスとの關連においてとりあつかおう。マルクスは間接税を「ブルジュワ租税」として把握するこゝろみを嘲笑し、間接税のかゝる役割は「少くともブルジュワジーの發展したところでは存在しない」のであり、むしろ間接税にたいする反對が、自由貿易主義者の「標語」になつてゐる事實を、ラッサールは全く知らないでいると、批判している (Briefwechsel, Bd. III, S. 135)。

マルクス自身はしばしば、間接税の廢止と直接税への復歸という要

求が、イギリスやアメリカの自由貿易主義者によりかゝげられている事實を、指摘してはばかりでなく、その理由も一應理論的に示しつゝあつた。たとえば、彼によると、「間接税制度は、國境においては保護關稅となり、他國との自由な流通をみだしたり、さまたげたりする。國內においては、それは生産へ國庫が干渉するのと同じ意味をもち、商品の相對的價値を變動させ、自由な競争と交換をみだす。」このために「間接税制度は……社會的要求と二重に衝突するようになる」というのであつた(Das Parlament. — Die Abstimmung vom 26. November. — Disraelis Budget, 1882; Gesammelte Schriften, hrsg. v. N. Rjasanoff, Bd. I, S. 52.)。かゝる間接税制度とブルジュワジーの經濟的要求との關連は、ラッサールにより十分に理解されなかつたものと、いうことができるであらう。

そればかりでなく、間接税と資本制的階級支配とを直結しようとする早急な歸結は、彼の學問的方法自體に由來するものであり、彼の教養を長く支配した法律哲學的思考が、彼の經濟學體系の中にも混入するにいたつた結果であると、みなして差支えないであらう。たとえばこのことは、彼によるブルジュワジーの概念規定から示される。すなわち彼のいうところでは、大市民 (Grossbürger) は大きな財産を事實上所有していることだけで、たゞちに資本制社會の支配階級になるのではなく、むしろ大市民が資本「所有の事實」を「政治的支配の法律的條件」たらしめるときに、はじめてそれは特權階級としてのブルジュ

ワになるのであつた(S. 174)。したがつて、ブルジュワジーの階級支配とは、資本所有という經濟的事實や經濟的勢力からとらえられるべきものでなく、資本所有の事實より法律的・政治的「特權」が引出されたときにのみ、現實化するものとみなされていた。このような觀點から、彼は近代的なブルジュワジーと中世的な封建領主との間の基本的な區別を、明白に特徴づけることなしに、兩者が特權階級であるといふかぎりにおいて、それらを全く同一視したのであり(S. 174)。また政治的支配階級がいずれも租稅免除の特權をもつとの一般の命題から、間接税制度を資本制的階級支配の必然的基準たらしめたのである。かゝる推論過程は、當然マルクスの唯物論的思考からみれば、むしろ政治的・法律的特權を生ぜしめる資本所有の經濟的事實こそ、注目すべきである、との反駁が提出されるであらうし、こゝにラッサール經濟學の方法論的限界が、指摘されることになるであらう。

七

つぎにわれわれは、ラッサールの「間接税論」がドイツの社會民主主義的諸政黨の租稅政策に對して、いかなる實踐的指針をあたえることになつたかの問題を、同じくマルクスとの對比を通じて、考察してみることしよう。この點については一般に、「マルクスは社會民主黨の租稅政策にたいして……ほとんど間接的のみ、影響を及ぼすにすぎなかつたが、ラッサール

はこれとことなり、彼の著作は直接に賦の租税教義の中にうけつがれた」とみなされてゐる (H. M. Cahnmann: Die Finanzpolitik der deutschen Sozialdemokratie, München 1922, S. 62)。そこでまず、社会民主黨の租税政策とはいかなるものであつたかを、一應この政黨がかゝげる諸綱領から素描してみよう。

ラッサール派のドイツ労働者總同盟の諸綱領には、いずれも個別的な政策的要求がかゝげられていないために、彼等の間接税にたいする具體的な闘争方針は、明白に把握しえないが、むしろマルクス派の「アイゼナッハ綱領」(一八六九年)においては、次の要求がうたわれているを見出す。「社会民主労働者黨の運動においては、當面の諸要求として以下の諸項目を主張する。……(9)一切の間接税の廢止と、單一の直接累進所得税および相續税の實施」と (F. Salomon: Die Deutschen Parteiprogramme, Heft I, S. 87-8)。ついで、ラッサール派とマルクス派との合同によつて成立した「ユータ綱領」(一八七五年)では、つぎのごとく表現されてゐる。「ドイツ社会主義労働者黨は今日の社會の内部において、以下の諸項目を要求する。……(2)國家および地方自治體にたいして、一切の現行の租税、とくに人民の負擔となる間接税のかわりに、單一の累進所得税を實施すること」と (Ebenha, Heft II, S. 25)。さらに、ほゞマルクス主義的立場にたつとされる「ヘルフルト綱領」(一八九一年)においては、「ドイツ社会民主黨

ラッサールの間接税論

はこのような諸原則から出發して、さしあたり以下の諸項目を要求する。……(10)一切の公共的支出が租税によつてまかなわれるかぎり、その支辨のために、累進的に上昇する所得税および財産税の實施。納税申告の義務。相續財産の大きさに應じ、また近親の程度に應じて、累進的に上昇する相續税。一切の間接税、關税の廢止、および特權的な少數者の利益のために一般の利益を犠牲にするような、その他の經濟政策的諸方策の廢止」とうたわれてゐる (Ebenha, Heft II, S. 69-70)。以上のような「今日の社會の内部で」、「當面の要求」として、「さしあたり」要求される租税政策とは、いかなる意味でラッサールやマルクスの遺産をうけついだしたものと、みなされるのであろうか。

はじめに、マルクスの租税政策觀を見よう。マルクス自身も、ある場合には、間接税または消費税の廢止と、高度累進的な所得税または財産税の實施、という政策的要求をかゝげてゐた。たとえばかゝる表現は「共產黨宣言」(vgl. Marx u. Engels: Manifest der kommunistischen Partei, 1848; Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 6, S. 545)、「ドイツ共產黨の要求」(vgl. Marx: Entwürfen über den Kommunistenprozess zu Köln, Berlin 1914, S. 41)、「タイムズ紙の書評文」(a. a. O., S. 436)、「國民には石鹼を——タイムズ紙には御馳走を——連立内閣の豫算」(vgl. Marx: Seite fürs Volk. — Ein guter Bissen für die Times. — Das Koalitionsbudget, 1853;

Gesammelte Schriften, Bd. I, S. 137) などの中で見出される。しかしこれらの要求は、いずれも革命によつてプロレタリアートが國家權力を掌握したのちに、直接税を私有財産の收奪のための手段として、利用しうることを暗示しているにすぎず、決して資本制國家のもとにおける税制改革を、推薦しようとするものではなかつた。むしろ彼によれば、現存國家を前提とする税制改革は、「月なみのブルジョワ的改良策」にすぎず、それは資本制生産關係と分配關係を根柢からおびやかすことのないものとして、プロレタリアートが何ら利害關係をもつべきものではない、とみなされていた。かゝる解釋を示すものとして、われわれはたとへば、ジラルダンへの書評文や (a. a. O., S. 435-6)、「ライニッシャー・ネオバハター紙の共產主義」(a. a. O., S. 272-3) などから、數多くの引證をなしうるであらう。

・このような税制改革の資本制的限界にかんするマルクスの認識態度からみると、一應メンデルベルクのごとく、社會民主黨の綱領が社會政策的な意味で租税政策をとりあげることは、「社會主義思想のもととも重要な主張者になつて、一つの危険な妥協を意味しつゝた」と解釋するものとせざるを得ない (K. Mengelberg: Die Finanzpolitik der sozialdemokratischen Partei in ihren Zusammenhängen mit dem sozialistischen Staatsgedanken, Mannheim 1919, S. 30)。けれども、マルクスはある場合には、たとへば税制改革が資本と

労働との關係に本質的な變化をもたらさぬとしても、現存秩序のもとで直接税と間接税とのいずれかをえらぶ必要があるとすれば、前者を選擇すべきであるとの判断も下しており (マルクス「臨時中央委員會代表にたいする個々の問題についての指示」一八六七年。大月書店版選集第十一卷、一六三—四一ページ)、また保護關稅か自由貿易かという選擇についても、資本制生産の自由な發展と勞資の對抗とを促進する意味で、後者に贊成しているのでも (Marx: Discours sur la question du libre échange, 1848; Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 6, S. 447)。したがつて、社會民主黨の綱領が間接税や關稅への對抗政策をかゝげること自體は、たゞちにマルクスからの背離を意味するとはかぎらず、むしろこの税制改革の要求の背後にある彼等の戰略的意圖にもとづいて、マルクスにたいする妥協の有無を、判定されるべきであらう。なぜなら社會改良策にたいする社會民主黨の基本的態度には、修正派マルクシストのように、社會主義的な「窮極目的」よりも、社會改良主義的日常の「運動」そのものに重點をおくか (vgl. E. Bernstein: Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie, 1899, neue Ausgabe, Stuttgart 1920, S. 9, 233 ff.) または革命派の「たゞに窮極目的にせうための「手段」として、すなわちプロレタリアートの意識を社會主義化し、彼らを階級的に組織化するための「手段」として、社會改良の獲得への闘争を肯定するか (vgl. R. Luxemburg: Sozial-

れねばならなかつた。社會民主黨がかゝる武器を、彼らの指導理論の中から求めようとするかぎり、その手近な武器は、マルクスよりもラッサールから提供された、みることは不可能でない。すなわち、「マルクスの場合には、間接税にたいする闘争が、倫理的な價值判断を排除された發展の必然性に、ぞくする」にすぎなかつたのにたいして、「ラッサールの場合には、間接税にたいする彼の闘争が、一つの政治的・倫理的な闘争であつた」わけであり (Calmann: a. a. O., S. 66)。いかえれば、マルクスについては科學的社會主義の財政學的基礎が、もつとも不充分であるともみなされているのにたいして (Görlitz: a. a. O., S. 11)、ラッサールの「間接税論」は、マルクス派からみて若干の理論的補強を要するとしても、それは「これまで書かれた・間接税制度に反對する告訴狀のうちで、もつとも力じよいもの」の「一」であり (E. Bernstein: F. La-salle, Berlin 1919, S. 164)。彼の證明は「それ以前にも、それ以後にもなされたことのないほど徹底的な、反駁の餘地がないもの」とさえ、評價されるべきものであつた (Meining: a. a. O., Bd. III, S. 129)。この意味で、ラッサールの遺産が大衆課税の不正にたいする反對闘争のさいに、しばしば援用されたことと (Calmann: a. a. O., S. 70、四方田敏郎編譯「マ

ルクス主義財政、特に租税論」、一九二九年。七七、一九四ページ参照)、首肯しうるのではなからうか。

さらにより原則的にみても、ラッサールの普通選舉權と、國家補助による勞働者生産組合のスローガンは、マルクスのごとき國家權力の革命的變革と、生産手段の收奪というスローガンにくらべて、はるかに平和的・合法的・漸進主義的な傾向をもつていたことも事實である。ことにラッサールの二つの戰術を支える倫理的國家觀は、しばしばプロイセン絶對主義國家もつ反資本主義的性格への過大評價とむすびついて、現存國家自體の倫理性をも肯定する理論に轉化したのであり、したがつて、資本制國家のもとにおける社會改良の意義についても、彼の評價は、階級國家觀を貫徹するマルクスにくらべて、いちじるしく妥協的・肯定的なものになつたとみられるであらう。彼の社會主義的・理想主義的・改良主義的な立場が、やがて修正派マルクス主義の中に復活したとさえ、みなされているかぎり、とくに二十世紀に入つて修正主義的色彩を濃厚にした社會民主黨にたいしては、その租税政策におけるラッサールの直接的な遺産が指摘されるとしても、それは右のような原則的立場からみて、理解しがたいことではないであらう。